

第2回「埼玉県いじめ問題対策会議」 次第

平成24年9月18日（火）
県民健康センター 中会議室
10:30～11:30

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 緊急対応策の取りまとめについて

(2) 抜本的対応策の検討について

(3) その他

4 閉 会

いじめ問題の根絶に向けての取組

未然防止	早期発見	早期解決・支援
<p>学校・教員</p>	<p>1 私立学校いじめ対策支援【緊急・抜本】</p> <p>2 学校支援のためのいじめ総合対策【緊急・抜本】 【緊急】①いじめの未然防止のための道徳教育の充実 【抜本】①「いじめ根絶のための具体的な取組」をあらゆる教育活動の中で展開 【抜本】②教員定数の改善</p> <p>5 いじめ問題に係る学校と警察との連携【緊急】 【緊急】②「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化 【緊急】③スクールサポーターによる学校支援</p>	<p>5 いじめ問題に係る学校と警察との連携【緊急】 【緊急】①学校と警察の「連絡体制」の更なる強化</p>
<p>児童・生徒</p>	<p>2 学校支援のためのいじめ総合対策【緊急・抜本】 【緊急】②児童・生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布 【緊急】③アンケート調査の複数回実施 【緊急】④子供たちの豊かな心を育む講演会の開催 【緊急】⑤「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成 【緊急】⑥スクールサポーターによる学校支援 【抜本】③スクールカウンセラー等の人的支援</p> <p>3 いじめ問題を相談しやすい環境整備【緊急・抜本】 【緊急】②相談窓口の広報 【緊急】③青少年相談支援情報サイトの改定 【抜本】①入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築 【抜本】②メディアを活用した相談窓口広報 【抜本】③学校の枠を超えた活動の場の提供</p>	<p>2 学校支援のためのいじめ総合対策【抜本】 【抜本】④校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成</p> <p>5 いじめ問題に係る学校と警察との連携【抜本】 【抜本】①校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成(再掲)</p> <p>3 いじめ問題を相談しやすい環境整備【緊急】 【緊急】①いじめ問題解決に向けた取組の徹底</p>
<p>保護者</p>	<p>2 学校支援のためのいじめ総合対策【緊急】 【緊急】⑦保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動</p>	
<p>県民</p>	<p>2 学校支援のためのいじめ総合対策【緊急】 【緊急】⑧学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供</p> <p>4 いじめ撲滅キャンペーン【緊急】</p>	

いじめ問題の根絶に向けての取組について

資料2

	緊急に取り組む事項 (年度内の取組)	抜本的に取り組む事項 (平成25年度の取組)
総務部	1 私立学校いじめ対策支援 ① 生徒指導・教育相談担当者向け事例研修会の開催 ② ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導	1 私立学校いじめ対策支援 ① 教員研修の支援の充実 ② 教員のカウンセリング技能向上支援
県民生活部	いじめ問題対策に係る人権啓発 ① 一般県民へのいじめ問題の理解を深めるための普及啓発	
	3 いじめ問題を相談しやすい環境整備 ③ 青少年相談支援情報サイトの改定	3 いじめ問題を相談しやすい環境整備 ③ 学校の枠を超えた活動の場の提供
	4 いじめ撲滅キャンペーン ③ 著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画をインターネット等で配信 ④ 既存事業での県の取組紹介・協力依頼 ⑤ 県広報媒体を活用した情報発信	
教育局	2 学校支援のためのいじめ総合対策 ① いじめの未然防止のための道徳教育の充実 ③ アンケート調査の複数回実施 ④ 子供たちの豊かな心を育む講演会の開催 ⑤ 「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成 ⑦ 保護者へのいじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動	2 学校支援のためのいじめ総合対策 ① 「いじめ根絶のための具体的な取組」をあらゆる教育活動の中で展開 ② 教員定数の改善 ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的支援
		3 いじめ問題を相談しやすい環境整備 ① 子供が気軽に相談できるよう入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築 ② メディアを活用した相談窓口広報
警察本部	2 学校支援のためのいじめ総合対策 ⑥ スクールサポーターによる学校支援	
	5 いじめ問題に係る学校と警察との連携 ② 「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化 ③ スクールサポーターによる学校支援	
教育・県民・福祉・保健	3 いじめ問題を相談しやすい環境整備 ① いじめ問題解決に向けた取組の徹底 ② 相談窓口の広報	
県民・教育	2 学校支援のためのいじめ総合対策事業 ② 児童・生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布 ⑧ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供	
	4 いじめ撲滅キャンペーン ① 児童・生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布	
県民・福祉・教育	4 いじめ撲滅キャンペーン ② 既存事業を活用したキャンペーンの実施	
教育・警察		2 学校支援のためのいじめ総合対策 ④ 校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成
	5 いじめ問題に係る学校と警察との連携 ① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化	5 いじめ問題に係る学校と警察との連携 ① 校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成（再掲）

1 私立学校いじめ対策支援

目的 いじめ発見力を高め、早期発見・早期解決を目指す

緊急に取り組む事項

いじめ対策の現状

- ・ 1,000人当たりの認知件数は公立に比べて1/4だがアンケート調査の実施率は1/3
- ・ 潜在的ないじめの懸念

私立学校の教員研修

- ・ 生徒指導・教育相談等に関する研修の機会が非常に限られている

私立学校いじめ対策支援事業

① 生徒指導・教育相談担当者向け事例研究会の開催

各学校でいじめの問題の対応の核となっている教員を集めて、先進的な取組を行っている学校の実践的な発見力の向上やその後の対応に関する実践的な発見力の向上を目的とする。研究会には、校内研修会等を通じて研修内容を全教員に還元してもらい、各学校におけるいじめ対策の活性化を促す。

② ホームルームにおける話し合いの場の設定と相談についての指導

各学校のホームルーム等でいじめに関する話し合いの場を持つなど、身近な問題として考えさせる。併せて「いじめをしない、させない、見逃さない」こと、何かあればすぐに関係者に相談すること、学校には相談しづらい深刻な問題を抱えている場合には、相談窓口を改め全生徒に配布する。なお、「相談窓口広報カード」

抜本的に取り組む事項

- ① 教員研修の支援の充実
- ② 教員のカウンセリング技能向上支援

2 学校支援のためのいじめ総合対策

教育局、県民生活部、警察本部

目的 いじめ問題への取組を徹底するため学校現場を支援する。

緊急に取り組む事項

- ① いじめの未然防止のための道徳教育の充実
 - ・道徳授業指導案の提示及び指導方法の周知
- ② 児童・生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布
 - ・小・中・高校生を対象にいじめがなげないのなかなどを語りかける
- ③ アンケート調査の複数回実施
- ④ 子供たちの豊かな心を育む講演会の開催
- ⑤ 「子ども人権メッセージ」を活用した人権感覚育成
- ⑥ スクール・サポーターによる学校支援
- ⑦ 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動
 - ・いじめ対応方針及び指導計画の公表・周知
- ⑧ 学校応援団、青少年育成推進員による学校へのいじめ情報の提供

抜本的に取り組む事項

- ① 「いじめ根絶のための具体的取組」をあらゆる教育活動の中で展開
- ② 教員定数の改善(いじめ問題への対応など学校運営の改善充実)
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的支援
- ④ 校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成

3 いじめ問題を相談しやすい環境整備

教育局、県民生活部、福祉部、保健医療部

目的 誰にも相談できないうじめ問題を相談しやすい環境を整備する。

緊急に取り組む事項

- ① いじめ問題解決に向けた取組の徹底
 - ・相談内容に応じて、教育局や市町村教育委員会、学校へ繋いで解決に導く
- ② 相談窓口の広報
 - ・相談窓口広報カードの作成・配布
 - ・高校生によるいじめ撲滅キャンペーンの実施
(民間企業による協力を得ながら高校生が主体のキャンペーンを実施)
 - ・各種啓発グッズへの相談窓口の掲載
 - ・24時間365日教育相談窓口のQRコードの作成及びPR
(子供たちの携帯電話、スマートフォンの利用が多いことから相談しやすい環境を整備)
- ③ 青少年相談支援情報サイトの改定
 - ・いじめ相談窓口がわかりやすいようにメニュー画面をリニューアル

～相談窓口～
・「よい子の電話教育相談」
・「子どもスマイルネット」
・「こころの電話」
・「埼玉のちの電話」
・「さいたまチャイルドライン」

抜本的に取り組む事項

- ① 子供が気軽に相談できるよう入力フォームを備えたメールによる相談システムの構築
- ② メディアを活用した相談窓口広報
- ③ 学校の枠を超えた活動の場の提供
 - ・児童・生徒が学校外で活動する場の創出

4 いじめ撲滅キャンペーン

県民生活部、福祉部、教育部

目的 いじめを許さない気運を醸成するとともに、いじめに関する相談窓口の周知を図る。

緊急に取り組む事項

- ① 児童・生徒に対するいじめ問題啓発資料の作成・配布
 - ・小・中・高校生を対象にいじめがなげいけないのかなどを語りかける
- ② 既存事業を活用したキャンペーンの実施
 - ・非行防止キャンペーンをいじめ撲滅をメインテーマに実施
 - ・オレンジリボンキャンペーンといじめ撲滅キャンペーンの共同実施
 - ・彩の国教育の日におけるいじめ撲滅キャンペーンの実施
- ③ 著名人による「いじめ」に関するメッセージ動画をインターネット等で配信
- ④ 既存事業での県の取組紹介・協力依頼
 - ・各種会議、研修会等
- ⑤ 県広報媒体を活用した情報発信
 - ・彩の国だより、県HP
 - ・コバトン出沒隊

※ いずれにおいても、いじめに関する相談窓口の周知に重点的に取り組む。

5 いじめ問題に係る学校と警察との連携

教育局、警察本部

目的 学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決を図る。

緊急に取り組む事項

- ① 学校と警察の「連絡体制」の更なる強化
 - ・「学校と警察署との連絡等に関する協定書」の内容を学校現場・警察署に周知徹底
 - ・学校と管轄警察署が常時連絡体制を保持し、児童生徒の早期問題解決を図る
- 「学校警察連絡協議会」の充実強化
 - ・学校と管轄警察署との連携強化によるいじめの未然防止
 - ・「いじめ」認知時の連携による早期対応
- ② 「いじめ防止」に関する非行防止教室等の充実強化
 - ・「いじめ防止」をテーマとして非行防止教室を実施するなど、いじめ防止への取組を強化
- ③ スクール・サポーターによる学校支援

抜本的に取り組む事項

- ① 校長OBや警察官OBなどからなるいじめ問題解決のための支援チームの編成(再掲)